

国連アジア極東犯罪防止研修所  
中央アジア地域刑事司法制度フォローアップセミナー概要

1 セミナー概要

国連アジア極東犯罪防止研修所は、中央アジア諸国に対し、2004年度から9回にわたり、課題別研修「中央アジア地域刑事司法研修」を実施してきた。同研修においては、主に薬物犯罪対策における司法関係職員の汚職対策における刑事司法上の問題点を明らかにした上で、その改善策を検討することを通じて、参加各国における犯罪の防止及び刑事司法の充実・発展に寄与してきた。

本年度のセミナーは、9年間にわたって行ってきた「中央アジア地域刑事司法研修」のフォローアップとして、「薬物犯罪対策を阻害する汚職への対策、特に裁判官、検察官及び法執行機関職員の倫理及び行動規範」を主要課題とし、同研修の成果を整理して取りまとめ、中央アジア地域における薬物犯罪対策に関わる裁判官、検察官及び法執行機関職員の汚職対策につき、主として各国に求められる倫理及び行動規範に焦点を当て、薬物犯罪対策における汚職対策に係る各国単位又は地域内での中・長期的行動計画を策定し、さらにこれを実現するため、中央アジア地域内における協力関係を構築することを目的として行った。

2 検討項目

(1) 各国における現状

- ア 薬物犯罪の現状
- イ 薬物犯罪の取締り・処罰の現状
- ウ 薬物犯罪取締り上の問題点
- エ 法執行機関・刑事司法機関内における腐敗の現状
- オ 法執行機関・刑事司法機関内における腐敗の取締り
- カ 法執行機関・刑事司法機関における予防策の現状
- キ 法執行機関・刑事司法機関における予防上の問題

(2) 行動規範及び他の腐敗防止のための方策

- ア 判検事のための行動規範
- イ 法執行機関職員のための行動規範
- ウ 行動規範の履行確保のための方策
- エ 司法・検察部内及び法執行機関における汚職に対する効果的対策

(3) 任命、教育及び研修

- ア 裁判官、検察官及び法執行機関職員の任命手続
- イ 法曹倫理に関する判検事のための法曹教育
- ウ 職務上の責任に関する法執行機関職員のための教育及び研修

(4) 手続的規律

- ア 刑事事件における判検事の除斥、忌避及び回避の要件及び手続

- イ 判検事の弾劾，懲戒手続
- ウ 利害関係にある法執行機関職員の内部的規律

### 3 期間及び参加者

#### (1) 期間

平成26年3月5日（水）～同年3月18日（火）

#### (2) 参加者

カザフスタン，キルギス，タジキスタン，ウズベキスタン及びトルクメニスタンから，薬物犯罪対策における汚職対策に係る国別の中長期的行動計画の策定に関わりうる立場の裁判官，検察官及び薬物犯罪対策に従事する省庁高官等を各国2名（合計10名）招へいた。

### 4 講義

本セミナーの一環として，アジ研教官による講義のほか，以下の客員専門家・外部講師により，主要課題に関連した講義を行った（敬称略）。

#### (1) 客員専門家

##### ア オルガ・ズドヴァ

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）中央アジア地域センター  
カザフスタンプログラム事務所  
上席法律顧問

##### イ トニー・クオック・マンワイ

汚職対策コンサルタント  
元香港 I C A C（独立反汚職委員会）副委員長

#### (2) 外部講師

##### ア 米国司法省麻薬取締局東京事務所 所長 ルイス A. ダンブロシオ

##### イ 人事院国家公務員倫理審査会事務局 倫理企画専門官 内田 陽介

### 5 見学

以下の刑事司法関係機関等の見学を行った。

- 東京地方検察庁
- 東京地方裁判所
- 裁判官訴追委員会
- 裁判官弾劾裁判所

以上